○農林水産省告示第二千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市清武町今泉字野中乙一六一九の一、乙一六一九の三から乙一六一九の六まで、乙一六一九の二一、乙一六一九の二六、乙一六二四の一、乙一六三二の一から乙一六三二の三まで、乙一六三二の五、乙一六三二の六、乙一六三二の一一、乙一六三二の一二、乙一六三四、乙一六三五の一、乙一六三五の五、乙一六三六の六、乙一六三六の一六から乙一六三六の二〇まで、字持木乙一六三七の一五、乙一六九七の七、乙一六九七の一六、字丸目乙二九二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野中乙一六三二の二・乙一六三二の六・乙一六三二の一二・乙一六三四・乙一六三五の一・乙一六三六の一六・乙一六三六の一七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町荒倉東ノ谷一の一、二の一・三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四、四の一、三三から三九まで、四〇の一、四〇の二、四一の一、四二の一、四二の二、四三の一、四四の一、四五の一、四五の二、松尾一の一、二の一、三の一、西小山一六の一、一七の一、西ノ谷一の一、二、二の一、三から一八まで、一九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字落合赤岩川原四一五八、字落合槌打畑四一五九、字落合タツマ四一六八、五三八二、字落合ナンカヤ四一七五、五三六七、五三六八、字落合ミソツカ四一七六、字落合トチカイ畑四一七七、字落合アミタ岩四一七八、五三六九、字落合土打畑ケ五三九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県仙台市泉区福岡字山下二七の一、二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人神奈川大学	第二工学部科 電気電子情報工学科	平成二十四年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第九百二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	鹿児島市田上八丁目三九八二番地先から同市西陵三丁目三九八四番まで	平成二十五年九月二十九日十六時

○国土交通省告示第九百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
守谷市大字大柏字上小島二二一番から同市大字大柏字上小島二二六番まで	前	最大 三五	四〇
		最小 二九	
	後	最大 二八三	
		最小 二八〇	